

公表基準(令和2年4月24日策定)

1 基本的な考え方

南海トラフ地震や台風・豪雨など大規模災害に備え、自然災害が発生したときにおける人的被害情報の公表基準等を定める。

2 人的被害の数の公表

県の災害対策本部が、市町村や関係機関等からの情報を一元的に集約、調整を行い、県の「総合防災情報システム」を通じて公表する。

3 個人情報の公表の原則

(1) 個人情報保護条例に基づき、原則的には、家族の同意があるときに、同意が得られた範囲の情報を県が公表する。

(2) 個人情報为非公表とする場合であっても、個人が特定されるおそれのない範囲で公表する。

4 個人情報の例外的公表

南海トラフ地震など大規模災害発生時における行方不明者及び安否不明者の個人情報については、捜索・救助活動や災害対策等の効率化、円滑化を図るといった公益上の理由があつて、かつ、緊急性が認められ、家族の同意を得るいとまがない場合に限り、家族の同意がなくとも、必要最低限の範囲で公表する。

【高知県個人情報保護条例 第8条～第10条「個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」に該当】

5 個人情報を公表する場合の条件

住民基本台帳の閲覧制限等が措置されていない方とする。

6 公表内容

氏名(漢字・フリガナ)、住所(大字まで)、年齢、性別、被災の状況を限度に、家族の同意を得られた範囲とする。

7 その他

(3) 今後、この基準を運用するうえでの手順を作成し、市町村や関係機関と共有する。

災害時における人的被害情報の公表手順の概要

公表手順(令和4年3月31日策定)

1 目的

高知県内における大規模災害に備え、自然災害が発生した場合の人的被害の公表に関する手順をあらかじめ定めることにより、災害時に、県、市町村、消防局・消防本部、県警察が相互に連携して、捜索・救出活動をはじめとする各種災害対策に当たり、もって県民の安全・安心の確保に資することを目的とする。

2 公表により期待される効果

- (1) 安否不明者・行方不明者
- 公表された方が自ら名乗りであること
 - 不明者の安否情報を得られること
 - その他、不明者の安否につながる周辺情報を得られること など

- (2) 死者
- 生前の行動等に関する情報が得られること
 - 家族等が死者の安否を知らず、危険な現地に赴くことなどによる、二次災害や交通渋滞を防ぐこと
 - 警察や消防等の救助活動等の業務への支障が軽減されること など

3 公表手順 (別紙 公表手順フロー図 参照)

- (1) 主な対応と各機関の役割

		安否不明者・行方不明者	死者
人的被害情報の集約機関 (氏名等の個人情報を含む)	県		
	市町村、消防局・消防本部、県警察のうち最初に届出を受理した機関 ※		市町村
家族からの同意確認機関	市町村		
住民基本台帳の閲覧制限の有無の確認機関	市町村		
公表機関		県	県

※ 警察及び消防で、同意確認ができておらず、市町村で家族の連絡先を把握している場合は、市町村が確認

(2) 公表基準総括表 (高知県個人情報保護条例に基づく)

家族の同意	住民基本台帳の閲覧制限	公表／非公表		公表の範囲
		公表	非公表	
あり	なし	公表	非公表	氏名、市町村名 年齢、性別 被災状況
確認できず	なし	公表※1	非公表	市町村名、年代 性別、被災状況 ※2
得られず	あり	確認できず、得られず	非公表	市町村名、年代 性別、被災状況※
あり、確認できず、得られず	あり	あり、確認できず、得られず	非公表	市町村名、年代 性別、被災状況※
あり、確認できず、得られず	確認できず	あり、確認できず、得られず	非公表	市町村名、年代 性別、被災状況※
あり、確認できず、得られず	確認できず	あり、確認できず、得られず	非公表	市町村名、年代 性別、被災状況※

※1 緊急かつやむを得ない場合に限り公表する。※2 個人が特定できない範囲とする。

※ 個人が特定できない範囲とする。

高知県「災害時における人的被害情報の公表基準」

1 公表基準の基本的な考え方

死者、行方不明者及び安否不明者の氏名公表の取扱いについては、全国知事会等を通じて全国統一的な公表基準の作成を国に求めているが、南海トラフ地震や台風・豪雨など大規模災害に備え、本県は、国に先行して、自然災害が発生したときにおける人的被害情報の暫定的な公表基準等を定める。

なお、この基準については、今後、運用を行う中で適宜見直しについて検討を重ねるものとする。

2 用語の定義

(1) 死者

当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。

(2) 行方不明者

当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。

(3) 安否不明者

当該災害時に、家族等関係者が連絡をとれないなど所在不明であり、かつ、警察や自治体等への届出、申出により、その事実が把握できた者とする。

3 人的被害の数の公表

死者、行方不明者等の人的被害の数については、県の災害対策本部が市町村や関係機関等からの情報を一元的に集約、調整を行い、県の「総合防災情報システム」を通じて公表する。

4 個人情報の公表の原則

(1) 死者、行方不明者及び安否不明者の氏名などの個人情報は、県や市町村の個人情報保護条例に基づき、原則的には、家族の同意があるときに、同意が得られた範囲の情報を県が公表する。

(2) 個人情報を非公表とする場合であっても、住所の「市町村名」、年齢の「何十代」、「性別」、「被災の状況」等、個人が特定されるおそれのない範囲で公表する。

5 個人情報の例外的公表

高知県個人情報保護条例第10条第1項第4号の「個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」（以下「例外規定」という。）に該当する場合は、個人情報を当該実施機関以外のものに提供できるとされている。

この例外規定に基づき、南海トラフ地震など大規模災害発生時における行方不明者及び安否不明者の個人情報については、捜索・救出活動や災害対策等の効率化、円滑化を図るといった公益上の理由があつて、かつ、緊急性が認められ、家族の同意を得るとまがない場合に限って、家族の同意がなくとも、必要最小限の範囲で公表する。

6 個人情報公表する場合の条件

氏名等の個人情報を公表する場合の条件として、「住民基本台帳の閲覧制限等が措置されていない方」とする。

7 避難者情報の公表

大規模災害時等に避難所へ避難した者のうち、受付時に「安否問合せへの情報公表可」と意思表示した者の氏名等については、必要がある場合に公表するものとする。

8 公表内容

個人情報の公表は、

- ・ 氏名（漢字・フリガナ）
- ・ 住所（大字まで）
- ・ 年齢
- ・ 性別
- ・ 被災の状況

を限度に家族の同意を得られた範囲で行うものとする。

また、南海トラフ地震等の大規模災害時において、例外規定を適用して、家族の同意を得ずに個人情報を公表する場合も、上記に準じて必要最小限の範囲で行うものとする。

9 その他

- (1) 例外規定に該当する場合はどのような状況か、具体的な事例を挙げて、あらかじめ整理しておくよう努める。
- (2) この基準は、市町村が独自の判断で公表することを妨げるものではない。
- (3) 今後、この基準を運用するうえでの手順を作成し、市町村や関係機関と共有する。

災害時における人的被害情報の公表手順

この公表手順は、高知県「災害時における人的被害の公表基準」に基づいて、人的被害情報を公表する際の県、市町村、消防局・消防本部及び県警察の運用上の基本的な手順を定めるものである。

なお、今後運用を行う中で適宜見直しを重ねるものとする。

1 目的

本公表手順は、高知県内における大規模災害に備え、自然災害が発生した場合の人的被害の公表に関する手順をあらかじめ定めることにより、災害時に県、市町村、消防局・消防本部及び県警察（以下、「関係機関」という。）が相互に連携して、捜索・救出活動をはじめとする各種災害対策に当たり、もって県民の安全・安心の確保に資することを目的とする。

2 公表により期待される効果

(1) 安否不明者・行方不明者

安否不明者・行方不明者の人命救助においては、被災者の生存率や救命率が時間の経過とともに低くなるため、「人命最優先」の観点から、事案を認知したのち、できるだけ速やかに公表の可否を検討し判断する必要がある。

不明者の氏名等を公表することで、

ア 公表された方が自ら名乗りでること

イ 不明者の安否情報を得られること

ウ その他、不明者の安否に関する周辺情報を得られること

などが期待でき、これらの安否に関する情報により、効率的、効果的な救助活動を行うことができる。

(2) 死者

死者の氏名等を公表することで、

ア 生前の行動等に関する情報を得られること

イ 家族、知人等が死者の安否を知らず、危険な現地等に赴くことなどによる、二次災害や交通渋滞を防ぐこと

ウ 警察や消防等への安否の問い合わせが減ることで、救助活動等の業務への支障が軽減されること

などが期待できる。

3 用語の定義

(1) 災害

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に定める暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑りその他異常な自然現象により生ずる被害をいう。

(2) 大規模災害

南海トラフ地震や台風・豪雨などにより、多数の死者、行方不明者等の人的被害が生じるなどして、県災害対策本部長が大規模災害と認めたもの。

(3) 安否不明者

当該災害時に、家族等関係者が連絡をとれないなど所在不明であり、かつ警察や自治体等への届出、申出により、その事実が把握できた者

(4) 行方不明者

当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者

(5) 死者

当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者

4 公表手順

(1) 安否不明者・行方不明者（以下「安否不明者等」という。）

ア 県

(ア) 人的被害の状況等について、関係機関等から情報を積極的に収集し、適宜、関係機関相互に情報の共有を行う。

(イ) 人的被害の状況について、一元的に集約、調整を行うものとする。市町村及び警察が把握した人定事項や被災状況、その他の参考事項について、報告・提供を受け、関係機関との連携のもと、情報の整理・突合・精査を行う。

(ウ) 人的被害の情報を公表するにあたっては、公表の前に関係機関との調整及び情報共有を行う。

この際に、市町村の判断も踏まえ、「緊急かつやむを得ない場合」の該当性の有無や「公表の可否等」について検討する。

(エ) 安否不明者等について、家族から同意を得たもの又は同意を得るいとまがないもの（緊急かつやむを得ない場合に限る。）で、かつ、住民基本台帳の閲覧制限がないものは、氏名等を公表する。

公表内容は、氏名、市町村名（大字まで）、年齢、性別、被災状況とする。ただし、家族から同意を得られなかった項目を除く。

同意の確認が得られなかったもの、又は住民基本台帳の閲覧制限があるものは、氏名を公表せず、個人が特定できない範囲で、市町村名、年代、性別等を公表する。

市町村が被災するなどして、住民基本台帳の閲覧制限の有無を確認することができない時は氏名を公表しない。

また、公表後に、家族から非公表の意向が示された時は、以後の氏名公表は行わない。

- (オ) 公表後、報道対応を行う。
- (カ) 人的被害の数については、市町村が安否不明者を行方不明者と判断し、総合防災情報システムへ入力することにより、同システムを通じて公表する。

イ 市町村

- (ア) 安否不明者等に関する届出を受理した際は、警察及び消防に通報する。
- (イ) 状況を把握できた範囲から速やかに県へ電話で報告する。
- (ウ) 安否不明者等について、必要な事項を聴取する。この際、家族からの届出の場合は、個人情報の公表に関する同意を確認し、家族以外の者からの届出の場合は、家族に架電して公表の同意を確認する。同意確認の結果について所定の様式（様式2）を作成する。
同意を得る家族については、原則として、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）及び2親等以内の血族とする（以下同じ。）。
- (エ) 警察及び消防から情報提供等を受けた安否不明者等について、公表の同意確認ができておらず、市町村で家族の連絡先を把握している場合は、家族に架電して公表の同意を確認する。
同意確認の結果について所定の様式（様式2）を作成する。
- (オ) 住民基本台帳の閲覧制限の有無を確認する。
- (カ) 人定事項や被災状況、その他の参考事項について、所定の様式（様式1）に取りまとめメールで県に報告する。ただし、メール送信ができない場合はFAXで報告する。
- (キ) 人的被害情報の公表の可否等について、住民基本台帳の閲覧制限の確認結果も踏まえ、市町村としての判断を行う。
- (ク) 県が関係機関から人的被害の状況を一元的に集約、調整を行う

ため、情報の整理・突合・精査に協力する。

- (ケ) 県が人的被害情報を公表した後、必要に応じて個別に報道対応を行う。
- (コ) 時間の経過等に伴い安否不明者を行方不明者と判断した時点で、人的被害情報を総合防災情報システムに登録する。

ウ 消防局・消防本部

- (ア) 安否不明者等に関する届出を受理した際は、警察に通報して情報共有を行う。
- (イ) 安否不明者等について、必要な事項を聴取する。この際、家族からの届出の場合は、個人情報の公表に関する同意を確認し、同意確認の結果について所定の様式（様式2）を作成する。
- (ウ) 状況を把握できた範囲から速やかに市町村を經由して、県へ報告する。
- (エ) 安否不明者等に関して把握した情報、同意確認の結果、その他必要事項について、市町村に報告をする。
- (オ) 県が人的被害情報を公表した後、必要に応じて個別に報道対応を行う。なお、人的被害情報以外の捜索等に関する報道対応は、県の公表の有無にかかわらず適宜行う。

エ 県警察

- (ア) 安否不明者等に関する届出を受理した際は、人定事項や被災状況等、必要な事項を聴取する。この際、家族からの届出の時は、公表の同意の確認を行うとともに、家族以外の者からの届出の場合は、家族に架電して公表の同意を確認する。
- (イ) 適宜、必要と思われる情報を県へ提供する。
- (ウ) 届出の内容及び同意確認の結果等の把握した情報を市町村に提供する。
- (エ) 人定事項や被災状況等必要な事項を取りまとめ、メールで県に提供する。ただし、メール送信ができない場合はFAXで提供する。
- (オ) 人的被害の状況について、県が一元的に集約、調整を行うため、警察は情報の整理・突合・精査に協力する。また、県が人的被害情報を公表する際は、県警察は他の関係機関とともに、公表前の調整及び情報共有を行う。
- (カ) 県が人的被害情報を公表した後、必要に応じて個別に報道対応

を行う。なお、人的被害情報以外の搜索等に関する報道対応は、県の公表の有無にかかわらず適宜行う。

オ 安否不明者等の公表基準総括表（高知県個人情報保護条例に基づく）

	家族の同意	住民基本台帳の 閲覧制限	公表／非公表	公表の範囲
安否不明者 行方不明者	あり	なし	公表	氏名、市町村名 年齢、性別 被災状況
	確認できず	なし	公表 ※1	
	得られず	あり、確認できず、なし (いずれの場合でも)	非公表	市町村名、年代 性別、被災状況 ※2
	あり、確認できず、得られず (いずれの場合でも)	あり		
		確認できず		

※1 緊急かつやむを得ない場合に限り公表する。

※2 個人が特定できない範囲とする。

(2) 死者

ア 県

- (ア) 人的被害の状況等について、関係機関等から情報を積極的に収集し、適宜、関係機関相互に情報の共有を行う。
- (イ) 人的被害の状況について、一元的に集約、調整を行うものとする。市町村及び警察が把握した人定事項や被災状況、その他の参考事項について、報告・提供を受け、関係機関との連携のもと、情報の整理・突合・精査を行う。
- (ウ) 人的被害の情報を公表するにあたっては、公表の前に関係機関との調整及び情報共有を行う。この際に、市町村の判断も踏まえ、公表の可否等について検討する。
- (エ) 人的被害の数については、総合防災情報システムへの市町村の入力をもって、同システムを通じて公表する。
- (オ) 死者については、家族から同意を得たもので、かつ、住民基本台帳の閲覧制限がないものに限り氏名等を公表する。

公表内容は、氏名、市町村名（大字まで）、年齢、性別、被災状況とする。ただし、家族から同意を得られなかった項目を除く。

同意確認ができなかったもの、同意を得られなかったもの、又は住民基本台帳の閲覧制限があるものは、氏名を公表せず、個人が特定できない範囲で、市町村名、年代、性別等を公表する。

市町村が被災するなどして、住民基本台帳の閲覧制限の有無を確認することができない時は氏名を公表しない。

(カ) 公表後、報道対応を行う。

イ 市町村

(ア) 死者に関する届出を受理した際は、認知した情報を警察及び消防に通報する。

(イ) 人的被害の状況を把握できた範囲から速やかに県へ電話で報告する。

(ウ) 警察から死者の身元等について連絡を受けた時は、可能な限り職員を派遣して、警察とともに死者の家族と面接し、被災状況等の聴取を行う。

同席できない場合は、家族から聴取した被災状況等の必要な情報を警察から提供を受ける。

(エ) 家族と面接した時は、個人情報公表に関する同意を確認し、家族と面接できない場合は、電話により公表の同意を確認する。

同意確認の結果について所定の様式（様式2）を作成する。

(オ) 住民基本台帳の閲覧制限の有無を確認する。

(カ) 人定事項や被災状況、その他の参考事項について、所定の様式（様式1）に取りまとめメールで県に報告する。ただし、メール送信ができない場合はFAXで報告する。

(キ) 人的被害情報の公表の可否等について、住民基本台帳の閲覧制限の確認結果も踏まえ、市町村としての判断を行う。

(ク) 人的被害の状況については、県が一元的に集約、調整を行うため、市町村は情報の整理・突合・精査に協力する。

(ケ) 人的被害情報を総合防災情報システムに登録する。

(コ) 県が人的被害情報を公表した後、必要に応じて個別に報道対応を行う。

ウ 消防局・消防本部

(ア) 死者に関する届出を受理した際は、認知した情報を警察に通報す

るとともに、死亡が明らかでないなど、必要な場合には現場に臨場して事実確認を行う。

- (イ) 人的被害の状況を把握できた範囲から速やかに市町村を經由して、県へ報告する。
- (ウ) 県が人的被害情報を公表した後、必要に応じて個別に報道対応を行う。なお、人的被害情報以外の捜索等に関する報道対応は、県の公表の有無にかかわらず適宜行う。

エ 県警察

- (ア) 死者に関する届出を受理した際は、認知した情報を消防に通報するとともに、現場に臨場して事実確認を行う。
- (イ) 適宜、必要と思われる情報を県へ提供する。
- (ウ) 死者の身元が判明した時点で、消防及び市町村に人定事項等の必要な情報の提供を行う。
- (エ) 警察が死者の家族と面接する時は、家族の了承を得た上で、可能な限り市町村職員を同席させ、被災状況等の聴取を行う。
市町村職員が同席できない場合は、家族から聴取した被災状況等の必要な情報を市町村に提供する。
- (オ) 人定事項や被災状況、その他の参考事項について、取りまとめメールで県に提供する。ただし、メール送信ができない場合はFAXで提供する。
- (カ) 人的被害の状況については、県が一元的に集約、調整を行うため、情報の整理・突合・精査に協力する。
- (キ) 県が人的被害情報を公表した後、必要に応じて個別に報道対応を行う。なお、人的被害情報以外の捜索等に関する報道対応は、県の公表の有無にかかわらず適宜行う。

オ 死者の公表基準総括表（高知県個人情報保護条例に基づく）

	家族の同意	住民基本台帳の 閲覧制限	公表／非公表	公表の範囲
死者	あり	なし	公表	氏名、市町村名 年齢、性別 被災状況
	あり	あり	非公表	市町村名、年代 性別、被災状況 ※
	確認できず	あり、確認できず、なし (いずれの場合でも)		
	得られず			
	あり、確認できず、得られず (いずれの場合でも)	確認できず		

※ 個人が特定できない範囲とする。

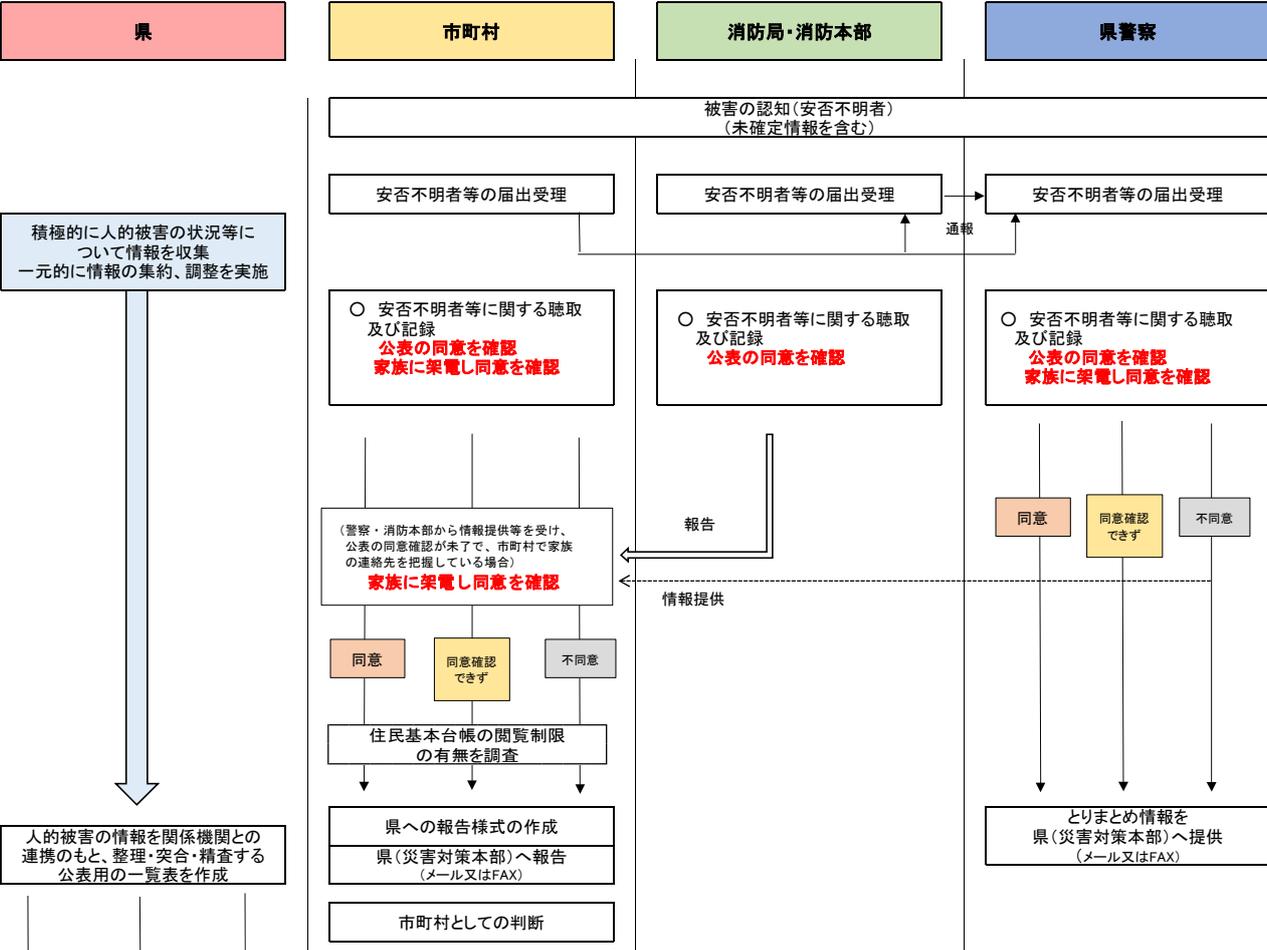
5 その他

- (1) この公表手順によらない対応が必要な時は、関係機関による協議・検討を行い、関係機関が相互に連携して適切に対応することとする。
- (2) この公表手順は、各市町村が独自に公表するものを妨げるものではない。
- (3) 安否不明者に関する届出を受理する際の届出書のモデル様式を作成した。各関係機関で既存様式や独自様式の使用を妨げない。

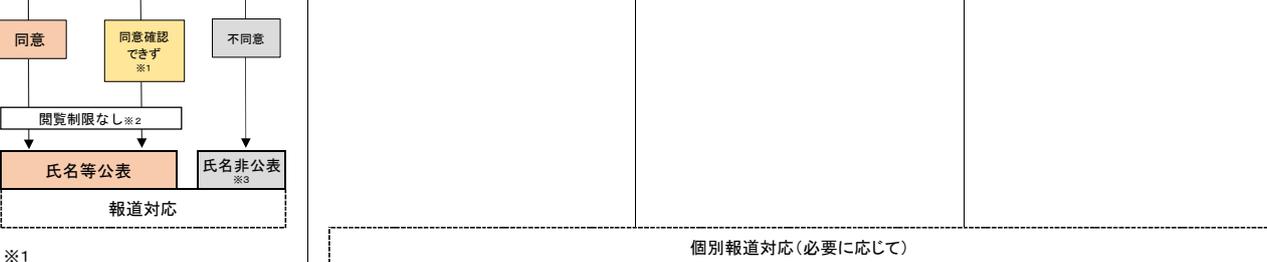
6 添付資料

- (1) 公表手順フロー図（安否不明者・行方不明者）
- (2) 公表手順フロー図（死者）
- (3) 様式1「災害時における人的被害情報リスト」
- (4) 様式2「個人情報の公表に係る同意の確認記録」
- (5) (モデル様式) 安否不明者届出書

公表手順フロー図(安否不明者・行方不明者)



公表前の内容の事前調整及び情報共有



※1 緊急かつやむを得ない場合に限り。

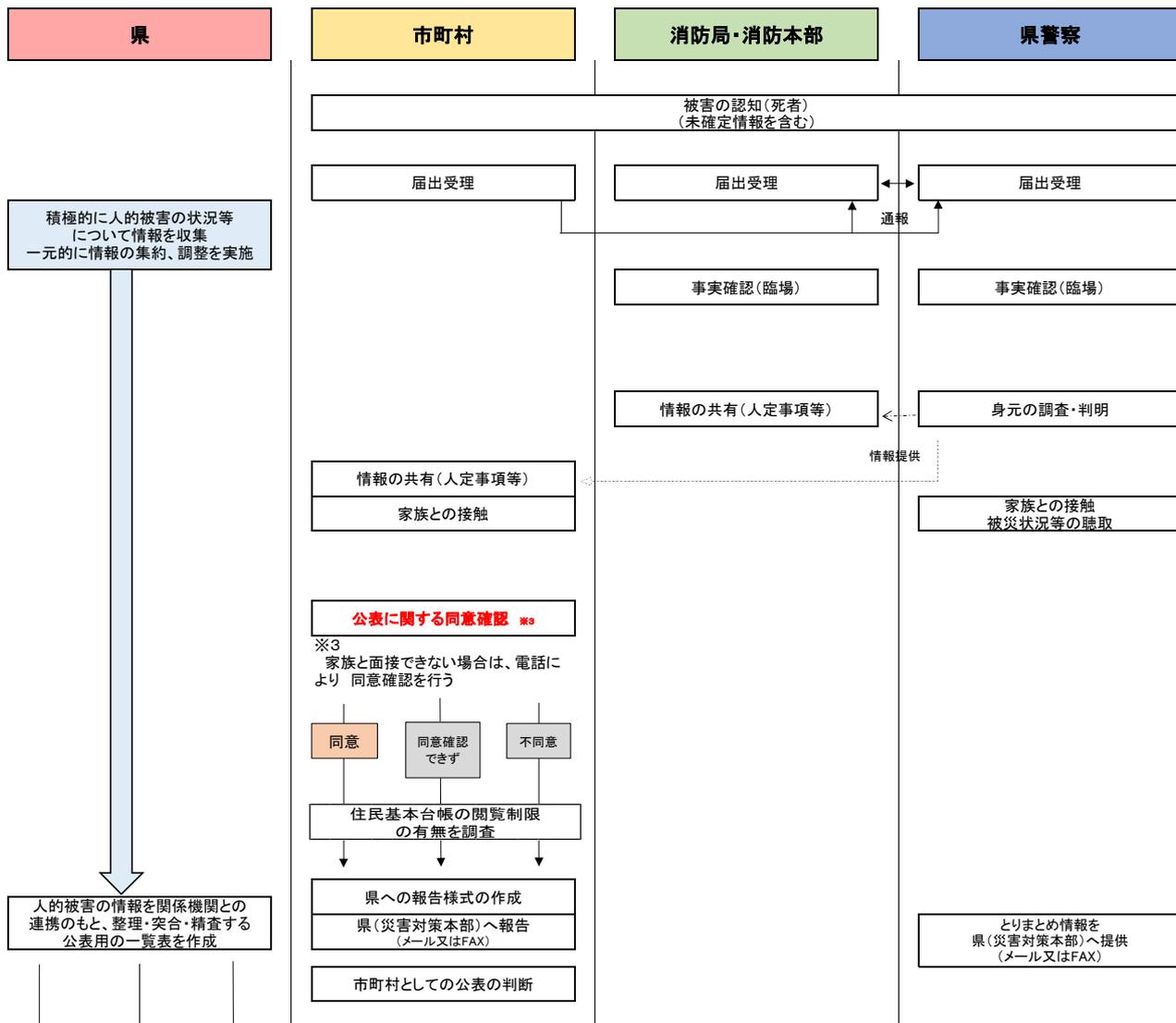
※2 閲覧制限がある又は閲覧制限が確認できない場合は、氏名は非公表とする。
県では、閲覧制限の有無の情報を収集しない。

※3 不同意の場合は、氏名は非公表とするが、個人が特定できない範囲で、住所地(市町村名)、年代、性別等を公表する。

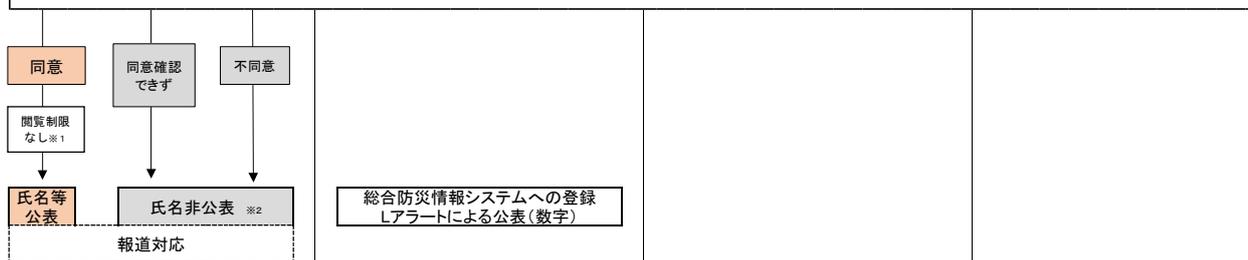
総合防災情報システムへの登録(行方不明者※4と判断した時点)しアラートによる公表(数字)

※4 行方不明者
当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者をいう。

公表手順フロー図(死者)



公表前の内容の事前調整及び情報共有



※1
閲覧制限がある又は閲覧制限が確認できない場合は、氏名は非公表とする。
県では、閲覧制限の有無の情報は収集しない。

※2
不同意及び同意確認ができない場合は、氏名は非公表とするが、個人が特定できない範囲で、住所地(市町村名)、年代、性別等を公表する。

災害時における人的被害情報リスト

【市町村名】 高知県
 【所 属】 危機管理・防災課
 【担当者名】 □□ □

- ※1 「人的被害の内容」 「死者」「行方不明」「安否不明」のいずれかを記載
- ※2 「認知日時」 人的被害を把握した日時を記載
- ※3 「発生日時」 人的被害が発生した（と思われる）日時を記載
- ※4 「公表に関する意向」 被災者の個人情報について、家族から公表の同意を得た場合は「○」を、得られなかった場合は「×」を項目ごとに記載
 未確認の場合は「未確認」を記載し、理由欄に未確認の理由を簡記
 一部不同意の場合は「△」を記載し、右欄に不同意項目を記載
- ※5 「確認方法」 公表に関する意向を確認した方法について、「面談」「電話」のいずれかを記載
- ※6 「確認の相手方」 公表に関する意向を確認した家族について、被災者との続柄を記載
- ※7 「備考」 不同意の理由や同意未確認の理由等を記載（特に、確認を得るいとまの有無「緊急性の有無」を判断するための情報）
- ※8 「市町村の公表の判断」 公表に関して市町村の判断を記載し、公表可の場合は「○」を、不可の場合は「×」を記載
 住民基本台帳の閲覧制限の有無を確実に確認した上で、上記判断に反映する（閲覧制限の有無について、県への報告は要しない）

同意を得られなかった場合は「30代」として公表する。

非公表を希望しても、氏名は非公表とするが、その他は個人が特定できない範囲の情報は公表することをあらかじめ家族に説明しておく必要があります。

公表前に関係機関で事前調整をするが、「緊急性」、確認するいとまの有無を判断できる情報等を記載してください。

確認できていない理由を簡記

整理番号	人的被害の内容	認知日時		発生日時		個人情報関係					公表に関する意向					備考欄 (公表等に関する連絡事項)	市町村の公表の判断		
						氏名(漢字)	氏名(フリガナ)	住所(大字まで)	年齢	性別	被災状況(場所)	同意の有無 未確認	一部不同意の場合のみ 不同意項目	未確認の理由	確認日時			確認方法	確認の相手方 被災者との続柄
記載例1	死者	6月9日	10:00	6月9日	7:00頃	高知 太郎	コウチ タロウ	高知市丸ノ内1丁目	35	男	土砂崩れ(自宅の裏山)	○		-	6/9 12:00	面談	妻		○
記載例2	安否不明者	6月9日	10:00	6月9日	7:00頃	高知 次郎	コウチ ジロウ	高知市朝倉甲	25	男	不明	×		-	6/9 11:00	電話	長男	家族の意向でマスコミへの公表は拒否 関係機関のみでの検索を希望	×
記載例3	安否不明者	6月9日	10:00	6月9日	不明	土佐 花子	トサ ハナコ	高知市高須2丁目	20	女	不明	未確認		家族の連絡先が不明				友人からの申し出により、家族の連絡先が不明で同意確認がとれない	○
1																面談・電話			
2																面談・電話			
3																面談・電話			
4																面談・電話			
5																面談・電話			
6																面談・電話			
7																面談・電話			

【重要】
 市町村の公表の判断は、市町村の条例適用の可否、緊急性の有無、住民基本台帳の閲覧制限の有無等を総合的に判断して記載してください。

個人情報公表に係る同意確認の際の注意事項

家族から同意確認を行う際には、公表の目的等について説明し、公表の理解を得るよう努めるとともに、誤解のないように、下記の事項を丁寧に説明するようお願いします。

【公表方法】

- 公表はマスコミを通じて行うこと
- 継続的に情報提供を呼びかける必要がある場合は、県の公式ホームページに掲載すること
(ホームページへの掲載の必要性がないと認められた場合や不同意の意思が新たに示された場合は、以後の掲載を行わない)

【公表する情報】

- 公表する情報は、「被災者に関する情報」に記載の項目に限って行うこと
- 被災状況は、現時点で判明していない場合でも、後に捜索活動などの過程で判明した場合は公表することがあること
- 同意しない場合であっても、個人が特定できない範囲で、氏名を除く、市町村、年代、性別等の情報の公表を行うこと

【関係機関内での情報共有】

- 人命最優先の観点から、被災者の捜索や人命救助の活動を行うため、同意しない場合であっても、市町村、消防、県警察等の救助機関内において、個人情報の共有を行うこと

(モデル様式)

安否不明者届出書

		整理番号	
※取扱者	所属	氏名	
※受理年月日時	年	月	日 午前・後 時 分
安否不明者	住所		
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日 性別	年 月 日 (歳)	男・女
不明時の状況等			
上記の安否不明者について届出をします。			
年 月 日			
〇〇市長 様			
届出人 住所			
氏名			
続柄 (安否不明者との関係)			
電話番号			

- 備考 1 ※欄は届出を受理する職員が記載する
2 届出人の要望により、職員が届出事項を代書してもよい